

南相馬市スポーツ施設条例施行規則

平成23年12月28日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市スポーツ施設条例(平成18年南相馬市条例第199号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 南相馬市スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用(以下「指定管理料」という。)に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定基準
- (9) その他市長が定める事項

(指定申請書の提出等)

第3条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知するものとする。

(協定書に定める事項)

第5条 条例第9条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) スポーツ施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項

- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(最長継続利用期間)

第6条 スポーツ施設の利用を許可する期間は、指定管理者が特に必要と認める場合を除き、一の申請につき、最長5開館日又は5開場日とする。

(利用手続)

第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書(様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場(テニスコート)、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、南相馬市パークゴルフ場、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、スポーツ施設の利用許可の申請について、当該施設を利用しようとする日の属する月の1月前の初日(1月にあっては、4日)から、別に定める方法によりその予約の受付を行い、最も早く予約をした者を予約申請者に決定するものとする。ただし、指定管理者においてやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(利用許可書等の交付等)

第8条 指定管理者は、スポーツ施設の利用を許可したときは、スポーツ施設利用許可書(様式第3号。以下「利用許可書」という。)又はスポーツ施設利用券(様式第4号。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

2 スポーツ施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツ施設を利用するときは、利用許可書又は利用券を携帯し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(施設等の変更の手続)

第9条 利用者は、当該利用に当たって当該スポーツ施設又は設備に変更を加える必要があるとき、又は当該許可に係る事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載したスポーツ施設利用変更申請書(様式第5号)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、前条第1項の規定により交付を受けた利用許可書又は利用券を添えなければならない。

(変更許可書の交付)

第10条 指定管理者は、前条第1項によるスポーツ施設利用変更申請書の提出があった場

合において、その変更の内容を許可するときは、スポーツ施設利用変更許可書（様式第6号）を利用者に交付し、許可しないときは、その旨を利用者に通知するものとする。

（利用料金の納付）

第11条 条例第21条第3項ただし書に規定する指定管理者が特に認めるときは、次に掲げるときとする。この場合において、利用者は、指定管理者が指定する期限まで利用料金を納付しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 指定管理者が利用するとき。
- (3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

（利用者の守るべき事項）

第12条 利用者は、スポーツ施設の利用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) スポーツ施設の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷しないこと。
 - (2) スポーツ施設内の清潔及び整理整頓を保持すること。
 - (3) スポーツ施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、次条の規定により指定管理者の指示する事項
- 2 利用者は、当該許可に係るスポーツ施設の利用を取りやめようとするときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（指定管理者の指示等）

第13条 指定管理者は、スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、スポーツ施設の利用に関し必要な指示をし、又は係員をしてスポーツ施設の利用の状況を調査させることができる。

（利用後の措置）

第14条 利用者は、スポーツ施設の利用を終了し、又はスポーツ施設の利用の許可を取り消されたときは、当該スポーツ施設を清掃し、及び当該スポーツ施設又は設備に変更を加えた場合にあっては原状に復した後、これを指定管理者に引き渡さなければならない。

（物品販売等の許可の申請）

第15条 条例第18条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為又はスポーツ施設の区域内において飲食物その他の物品の販売の業を行おうとする者、物品の一時保管の業を行おうとする者及び広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置しようとする者（以下「物品販売等申請者」と総称する。）は、スポーツ施設物品販売等許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、スポーツ施設物品販売等許可書（様式第8号）を物品販売等申請者に交付し、許可しないときは、その旨を通知するものとする。

（利用許可の取消し等）

第16条 指定管理者又は市長は、条例第20条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、スポーツ施設利用（取消・制限・停止）

決定書（様式第9号）により通知するものとする。

（市長による管理）

第17条 第6条から第14条まで、前条及び様式第2号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長がスポーツ施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第10条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第3号及び第12条から第14条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、様式第2号から様式第6号まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理その他条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、南相馬市スポーツ施設条例施行規則（平成18年南相馬市教育委員会規則第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月27日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日規則第90号）

この規則は、平成28年10月15日から施行する。

附 則（令和5年7月3日規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月1日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 スポーツ施設の利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名

①

南相馬市スポーツ施設条例第6条第1項の規定に基づき、南相馬市スポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書

様式第2号（第7条関係）

	※許可 年 月 日No.
--	--------------

スポーツ施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

申請者 住所(所在地).....
 団体名.....
 代表者名.....
 利用中責任者名.....
 連絡電話〔勤・自〕.....

次のとおり利用したいので申請します。

1	利用施設						
2	利用目的	大会・行事名				※ 利用 料金	
3	利用区分						
4	入場料徴収の有無						
5	利用場所及び利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分	時間				
		年 月 日 時 分～ 時 分	時間				
		年 月 日 時 分～ 時 分	時間				
		年 月 日 時 分～ 時 分	時間	円			
6	利用設備及び利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分	時間				
		年 月 日 時 分～ 時 分	時間				
		年 月 日 時 分～ 時 分	時間				
		年 月 日 時 分～ 時 分	時間	円			
7	入場予定人員	人	※領収証番号	第	号		
8	その他参考事項						
※受付年月日	年 月 日	※受付者		※利用料金合計		円	
※許可の条件							
※決裁							

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 利用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。1時間に満たないものは1時間とします。

様式第3号（第8条関係）

	※許可 年 月 日No.
--	--------------

スポーツ施設利用許可書

年 月 日

申請者 住所(所在地) _____
 団体名 _____
 代表者名 _____
 利用中責任者名 _____
 連絡電話〔勤・自〕 _____
 指定管理者 ㊟

次のとおりスポーツ施設の利用を許可します。

1	利用施設					
2	利用目的	大会・行事名				※ 利用 料金
3	利用区分					
4	入場料徴収の有無					
5	利用場所及び利用日時		年 月 日 時 分～ 時 分	時間	円	
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
6	利用設備及び利用日時		年 月 日 時 分～ 時 分	時間	円	
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
			年 月 日 時 分～ 時 分	時間		
7	入場予定人員	人	※領収証番号	第	号	
8	その他参考事項					
※受付年月日		年 月 日	※受付者		※利用料金合計	円
※許可の条件						

注意

- 1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提示すること。
- 2 本許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 3 利用中といえども南相馬市スポーツ施設条例及び関係規則に違反したときは、利用を中止させることがあるので注意すること。

様式第4号（第8条関係）

（その1）

3cm	NO. 年 月 日
	スポーツ施設利用券 （施設名 ）
	個人利用1回券 大人
	円
	指定管理者
	5.75cm

3cm	NO. 年 月 日
	スポーツ施設利用券 （施設名 ）
	個人利用1回券 高校生
	円
	指定管理者
	5.75cm

3cm	NO. 年 月 日
	スポーツ施設利用券 （施設名 ）
	個人利用1回券 小中学生
	円
	指定管理者
	5.75cm

備考 番号は、種別ごとに一連番号とする。

(その2)

3cm	NO. 年 月 日
	スポーツ施設利用券 (施設名)
	個人利用回数券 大人
	円
	指定管理者

5.75cm

3cm	NO. 年 月 日
	スポーツ施設利用券 (施設名)
	個人利用回数券 高校生
	円
	指定管理者

5.75cm

3cm	NO. 年 月 日
	スポーツ施設利用券 (施設名)
	個人利用回数券 小中学生
	円
	指定管理者

5.75cm

備考

- 1 一冊は、12枚つづりとする。
- 2 番号は、種別ごとに一連番号とする。

(その3)

(表)

発行日 年 月 日 NO.
氏名
生年月日 年 月 日生
スポーツ施設年間利用券
(施設名)
有効期限 年 月 日
指定管理者 

(裏)

注意事項
(1) 券は、本人以外の利用を禁ずる。
(2) 券の利用期間は、発行日から1年間とする。
(3) 施設の利用に際しては、係員の指示に従うこと。

備考

- 1 種別は、次のとおりとする。
 - (1) 大人券 (白色)
 - (2) 高校生券 (淡黄色)
 - (3) 小中学生券 (淡青色)
- 2 番号は、種別ごとに一連番号とする。

様式第5号（第9条関係）

スポーツ施設利用変更申請書								
	年 月 日							
指定管理者	申請者							
	住所(所在地)..... 団体名..... 代表者名..... 利用中責任者名..... 連絡電話〔勤・自〕.....							
年 月 日付け(第 号)で許可のあった内容を、次のとおり変更したいので申請します。								
	変更前	変更後						
変更の内容								
変更の理由								
利用料金	納付済額	円 (減免 /100)						
	追加額	円 (減免 /100)						
添付書類	スポーツ施設利用許可書							
次のように決定してよいか伺います。								
				決定区分	1	許可する	2	許可しない
				許可	年 月 日			

記入上の注意

- 1 太線内は記入しないでください。
- 2 利用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。1時間に満たないものは、1時間とします。

様式第6号（第10条関係）

スポーツ施設利用変更許可書		
		年 月 日
様		指定管理者 ㊟
次のとおり許可します。		
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
許可の条件		
利用料金	納付済額	円（減免 ／100 ）
	追加額	円（減免 ／100 ）
注意事項	1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提示すること。 2 本許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。 3 利用中といえども南相馬市スポーツ施設条例及び関係規則に違反したときは、利用を中止させることがあるので注意すること。	

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

スポーツ施設物品販売等許可申請書

南相馬市長

申請者 住所(所在地) _____
団体名 _____
代表者名 _____
連絡電話〔勤・自〕 _____

次のとおり、南相馬市スポーツ施設において次の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称			
利用施設名			
物品販売等の行為	利用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

1 利用許可書・利用変更許可書を添付してください。

様式第8号（第15条関係）

第 号
年 月 日

スポーツ施設物品販売等許可書

様

南相馬市長

印

年 月 日付けで申請のあった南相馬市スポーツ施設の物品販売等については、
次のとおり許可します。

事業(催物)名称			
利用施設名			
物品販売等の行為	利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

様式第9号(第16条関係)

第 号
年 月 日

スポーツ施設利用(取消・制限・停止)決定書

様

指定管理者
(南相馬市長



年 月 日付けで許可した南相馬市スポーツ施設の利用については、南相馬市スポーツ施設条例第20条第1項の規定により次のとおり(取消・制限・停止)します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用施設名			
許可番号			
許可内容			
取消・制限・停止の内容			
取消・制限・停止の理由			
摘要			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。